



研究公正の原則に関する宣言（日本語仮訳）

前文

責任ある研究行動は科学的な活動における本質であり、社会の科学に対する信頼の中に本来含まれるものである。責任ある研究行動の枠組みにおいて、研究公正の基本原則、すなわち誠実性、責任、公正性、説明責任の原則が、数々の基本的な文献(注1)においても明記されており、研究者や科学コミュニティの責任が述べられているところである。

公正な研究を実施するための最終的な責任を有するのは、引き続き研究者や研究機関自身である一方で、研究資金配分機関は、自らが支援する研究活動が可能な限り高い水準で実施されることを担保する責務がある。このため、グローバルリサーチカウンシル第2回年次会合の参加者は、以下の原則を確認し、研究資金配分機関が研究公正をあらゆる活動の核心とする国際的環境を創設する責任を明示する。

原則

Leadership リーダーシップ

研究資金配分機関は研究プログラムの責任ある管理について、模範を示して率いなければならない。

Promotion 普及啓発

研究資金配分機関は、研究機関が研究活動のあらゆる側面における公正性を普及するための実行方針やシステムを開発するよう、奨励すべきである。

Education 教育

研究資金配分機関は、研究公正に関する継続的な訓練を普及させ、全ての研究者や学生に対して研究公正の重要性を教育するためのイニシアチブを開発するべきである。

Transparent Processes 手続きの透明性

研究資金配分機関は、それぞれの権限の範囲内で、研究公正を普及啓発し、研究不正の申立てに対応するための方針や手続きを公表するべきである。

Response to Allegations of Misconduct 研究不正の告発への対応

研究資金配分機関は、いかなる研究不正(注2)の調査の段階においても、説明責任、適時性、公正性を重んじるようなプロセスを支持すべきである。

Conditions for Research Support 研究支援のための条件

研究資金配分機関は、研究者や研究機関が資金を獲得し、保持するための条件として、研究における公正性を含めるべきである。

International Cooperation 国際協力

研究資金配分機関は、世界的に研究公正を支援し促進するために、パートナーと協力して取り組む。

(注1) 例えば、シンガポール宣言、国際学術会議 IAP Policy Report、欧州研究公正行動規範などがある。

(注2) 研究公正の侵害には、盗用、ねつ造、改ざんが含まれるが、これに限らない。